

実践報告

フィリピンとの保護司の交流

小 松 一 枝

- 1 はじめに
- 2 保護司とは
- 3 アジ研（UNAFEI）とは
- 4 保護司アジ研協力会とは
- 5 アジ研（UNAFEI）のフィリピン保護司制度関連研修
- 6 協力会のアジ研のフィリピンプロジェクトへの協力
- 7 おわりに

1 はじめに

国連アジア極東犯罪防止研修所（(略称「アジ研」又は「UNAFEI（ユナフェイ）」がフィリピン司法省保護局からの要請にこたえて JICA の支援を得て保護司制度の普及に努めた。その中で 2004 年 1 月に現地に指導に行かれる教官に同行して保護司あるいは保護司制度というものを理解してもらうために、保護司アジ研協力会会員有志が初めてフィリピンを訪問した。以来、このプロジェクトが 2010 年 10 月、成功裏に終了するまで毎年 1 回 7 年間にわたり訪問して各地の保護司並びに更生保護関係者と交流を深めた。また、フィリピンから研修に来日の折にもアジ研の要請により交流した。

2 保護司とは（参考、法務省保護局編集の「図説 更生保護便覧」）

保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で給与は支給されない。本質的には民間のボランティアである。その数は 52,000 人を超えないとなっているが、実際には 49,000 人ほどで、減少化、高齢化傾向にある。

職務は地方更生保護委員会または保護観察所の長の指揮監督を受けて主に次のことを行う。

- ・保護観察を受けている少年や大人の指導
- ・刑務所や少年院に入っている人の帰住先の調整
- ・犯罪や非行の予防活動

任期は 2 年で再任は妨げられない。再任は 76 才未満とされている。

3 アジ研 (UNAFEI) とは

「国連と日本国政府との協定に基づいて昭和 37 年 (1962 年) に設立された国連の地域研修所である。日本国においては法務省法務総合研究所国際連合国際協力部が国際連合と協力して研修、研究及び調査を行っている。同部の部長が国連との協議を経て当研修所の所長に任命され、裁判官、検察官、矯正・保護職員の経験を有する教官と事務職員が、独立行政法人国際協力機構 (JICA) や公益財団法人アジア刑政財団を初めとする関係機関・団体の協力を得ながら各種事業の企画・実施などにあたっている。」(UNAFEI のホームページより抜粋)

なお、現在の所長は 2014 年 10 月に着任された第 21 代 山下輝年氏である。前任の第 20 代 (在任 2013 年 7 月～2014 年 10 月) 赤根智子氏は 2003 年の保護司アジ研協力会創設時にはアジ研の次長としてお力添えを下さった方である。

4 保護司アジ研協力会 (以下協力会) とは

アジア研で開催される国際研修の期間中、春と秋の2回その年のテーマにあった事例に対応したことがある保護司が保護司国際研修として毎回10名ほど（ここ近年は7名ほど）全国から集まって国際研修受講中の各国研修生と共にアジア研で1泊2日の研修を受ける。協力会は、その研修修了者が主となって、当時のアジア研酒井邦彦所長、赤根智子次長他アジア研関係者のご理解の下、初代会長となられた久保田庸四郎氏が発起人代表となり、柿原幹子教官が集めて下さった保護司国際研修修了者名簿を基に、会への参加を呼び掛け、2003年（平成15年）1月9日に設立された。

この会は主に3つの活動を行っている「アジア研の諸事業に対する協力」「全国の会員との交流」「国際交流の推進」。

現在は会長は3代目の榮隆男氏であり、会員資格を保護司国際研修修了者に限らない。会員数は全国からの保護司及び保護司OBで約170名。

5 アジ研（UNAFEI）のフィリピン保護司制度関連研修

フィリピン共和国（以下比国）の保護観察制度は、基本的には米国の制度をベースにしている。しかし犯罪者の改善・更生と犯罪予防に従事するボランティアとしての保護司制度は、日本の制度をモデルに1977年に導入された。

その後、1980年代には、約3,000名の保護司が活発に活動し、保護観察対象者の処遇にあたっていたが、1990年代以降、保護司数は次第に減り始め、2002年末には78名まで減少した。

しかし、地域社会に基礎を置いた民間ボランティアとしての保護司は、刑事司法における市民参加を促進するための重要な役割を担っており、実務上も期待が寄せられている。そこで、この重要性に照らし、日本の保護司制度を参考に比国の保護司制度の再活性化を図るべく、2003年から、JICA-Netテレビ会議システムを使用する「フィリピン保護司制度活性化遠隔地セミナー」とアジア研の教官が比国へ出向きあるいは司法省保護局の職員を日本に招聘して実施する「フィリピン保護司制度再活性化セミナー」の2つが開始さ

れた。「フィリピン保護司制度活性化セミナー」は平成 16 年に終了し、その後、「フィリピン保護司制度活性化研修」が 3 回にわたって、そして、「第 4 回フィリピン社会内処遇」が実施され、平成 22 年には「第 5 回フィリピン保護司制度充実化研修」が実施された。

(1) 日本と比国をテレビで繋いでのオンライン研修

「フィリピン保護司制度活性化遠隔地セミナー」

回数	期 間	人数	主 要 課 題
第 1 回	平成 15 年 (2003) 3.10～3.12	26	「保護司組織の運営」「保護司研修制度」につき講義し、パネルディスカッション グループワークショップ等を実施
第 2 回	平成 15 年 (2003) 11.17～11.19	50	「保護司の組織化の支援」「保護司研修の充実化の支援」
第 3 回	平成 16 年 (2004) 11.30～12.2	50	「保護司の組織化の支援」「保護観察官と保護司の関係」
第 4 回	平成 17 年 (2005) 12.5～12.6	24	「保護司の組織化の支援」「首席保護観察官（保護観察所長）の役割の明確化」
第 5 回	平成 18 年 (2006) 12.5～12.7	30	「保護司の効果的な採用」「保護司に対する研修の充実」「保護司の組織化の推進」等

(2) アジ研に比国から招聘する形で行った研修

「フィリピン保護司制度再活性化セミナー」

回 数	期 間	人数	主 要 課 題
第 1 回	平成 15 年 (2003) 3.17～3.24	来日 5	「保護司制度」等につき講義し、日本の刑事司法機関を実際に視察した上それらを踏まえたディスカッション等を実施。
第 2 回	平成 16 年 (2004) 3.22～3.29	” 6	「保護観察制度」「保護司の組織化」「保護司に対する顕彰制度」「保護観察官と保護司の関係」につき講義し、日本の刑事司法機関を実際に視察した上、帰国後の行動計画策定のための提言をまとめた。
第 3 回	平成 16 年 (2004) 12.6～12.14	” 10	「保護司研修」「保護司に対する顕彰制度」「保護司活動の多様性」につき講義し、日本の刑事司法機関を実際に視察した上、現状分析と解決策検討を図る。

「フィリピン保護司制度活性化研修」

回 数	期 間	人数	主 要 課 題
第 1 回	平成 18 年 (2006) 6.28～7.11	来日 12	フィリピンのボランティア保護司制度の活性化
第 2 回	平成 19 年 (2007) 4.17～4.27	" 12	フィリピンの保護司制度の活性化
第 3 回	平成 20 年 (2008) 4.15～4.25	" 12	フィリピンの保護司制度の活性化

第 4 回フィリピン社会内処遇研修

回数	期 間	人数	主 要 課 題
第 4 回	平成 21 年 (2009) 6.29～7.9	14	フィリピンにおける保護司等の包括的な活用を通じた社会内処遇のあり方

第 5 回フィリピン保護司制度充実化研修

回数	期 間	人数	主 要 課 題
第 5 回	平成 22 年 (2010) 6.22～7.2	10	地域における保護司会の活動の場としての更生保護施設（社会内処遇施設）の設立・運営

(参考：アジ研ホームページ)

以上は、比国との交流の背景となったアジ研の事業について記した。

6 協力会のアジ研のフィリピンプロジェクトへの協力

(1) 比国への訪問

2003 年（平成 15 年）から 2010 年（平成 22 年）の通算 8 年に渡るアジ研のフィリピンプロジェクトは、比国関係者が来日して研修を受けるだけで

なく、教官が年3回ぐらい現地に赴いて指導にあたられた。

そのうち、例年1月下旬に比国全土からマニラに参加者（保護観察官等と保護司）を集めて教官が現地に赴いて研修を行った。その時に、私たち協力会のメンバーが「保護司の実物」として自費で教官に同行して、その時々研修テーマに沿った保護司としての経験を2004年から2010年までの7年に7回にわたって披露してきた。マニラでの全国研修参加後は、その年の重点地区（セブ、イロイロ、バターン、デュマゲッティ、バギオ、他）に足を延ばし、現地の人々と交流して保護司経験談を披露し、市長等を訪問して行政に「この事業は有意義なものである」ので、その充実発展の為にわざわざ日本からアジ研の教官と民間の保護司が来てくれているのだ、というアピールのお手伝いもした。

アジ研が現地に赴いての指導と招聘研修は、ひとまず成果が上がったということで2010年10月に一応終了した。

比国訪問時の活動

2004年1月21日～27日に第1回比国訪問が実現した。

現地に指導に行かれる横地環教官に9名が同行。司法省保護局、ラグナ州内保護観察所、セブ島内保護観察所を表敬訪問。ラグナ州、セブ島、ボホール島で地元保護司と交流。モンテンルパの国立ビリビド刑務所（NBP）内、ハーフウェイハウス（社会復帰への居住施設）、少年訓練センターを見学し、少年と懇談。NBP 中級警備区域内サンパギータ刑務所（5,000人収容）見学。受刑者がみごとな演奏、歌、踊りを披露して歓迎してくれた。所内に彼らが町のお祭りでこれらを披露し入賞したというポスターが貼られていた。日本では受刑者が町の催しに参加するなど考えられず驚いた。NBP 重警備区域（20,000人収容）を見学。NBP 内で矯正制度と犯罪の現況を受講。帰国前夜、アジ研の比国の国際研修修了者主催の同窓会が開催され、その席に招かれ大歓迎を受けた。

この同窓会には比国の刑事司法関係のトップクラスの方々や、当時比国に滞在している海上保安庁の保安監などが出席された。

以後、2010年まで現地に指導に行かれる教官に同行して7回比国を訪問

した。

比国訪問に際しては、毎回、市長あるいは州知事等行政関係者への表敬訪問がスケジュールにあった。また、必ず矯正施設等を見学させていただいたが、その日本との違いには驚くことが多かった。

マンダラヤング市の国立女子矯正施設は2006年（第3回）、2008年（第5回）そしてアジ研のプロジェクトが終了してからの2013年に見学した。毎回同じ女性の刑務所長であった。ここでは女性受刑者が踊りで出迎えてくれ、男性保護司は誘われ一緒に踊る。2006年と2008年の見学時には写真撮影は構わないとのこと。また、2006年の見学時には刑務所長が受刑者の代表と自由に話す場を設けて下さり、日本語のできる受刑者の通訳で懇談した。日本との違いに驚いた。また、刑務所内で作った手芸品を売る場所があり、皆で購入した。2013年見学時には女性受刑者が踊りで出迎えてくれたことは前2回と変わりはなかったが、持ち物はロッカーに入れるように言われ写真撮影も手芸品の購入もできなかった。これは人権意識が進んだためなのか、JICA 支援のアジ研のプロジェクトでなかった（司法省保護局長は同行）為なのかは不明である。

2007年の第4回訪問時には、保護司の全国組織発足に立ち会い、修復的司法（支援の輪 Circle of Support）の実践現場を見学した。

2009年の第6回比国訪問時にマニラ市内の少年保護施設と拘置所で見えた光景にショックを覚えた。拘置所では過剰収容で全員が横になるスペースはなく半数交代で睡眠をとっているとの話だった。空路ネグロス島のデュマゲッティに向い、同市の刑務所を訪問し、歌と踊りの大歓迎を受けた。この刑務所に限らず、どこの刑務所でも受刑者の歌や踊りで歓迎してくれるが、これは歌っている者だけでなく見物している受刑者のストレスの解消ともなるとのことだった。

2010年第7回比国訪問時には、計画中の更生保護施設が台風の被害にあったとのことで会から見舞金を贈呈した。

2010年10月をもってJICAが支援したアジ研のフィリピンプロジェクトは一応終了した。なお、2011年3月11日の東日本大震災の折には、アジ研にも私個人にも比国の皆様からお見舞いのメールを頂いた。2012年には保護

司が 13,000 人を超えたと聞いていたが、アジア保護司会議の資料によると 2014 年 3 月現在の保護司数は 13,507 人であるという。

なお、アジ研の比国プロジェクトについては 2003 年 4 月～2006 年 3 月末までアジ研の教官として係われた横地環先生（現・法務省甲府少年鑑別所長）が「フィリピン保護司育成の 10 年」（“犯罪と非行”No.172）に詳しく書いていられる。

（2）日本における活動

協会会としては、遠隔地セミナーでも会員が幡ヶ谷の JICA 研修施設に赴きテレビを介してその時々研修テーマに即した経験談を披露した。

その他の協力の具体例を 2, 3 示すと 2003 年から行われた比国関係者の日本での研修時には、3 月 17 日～24 日第 1 回の Bacolod 司法省保護局長を団長に 4 人の首席保護観察官来日の折は、発足間もない協力会の会員 18 人が座談会に参加し 2004 年 3 月 22 日～3 月 29 日に、第 2 回の Co 第 3 地区保護観察管区次長を団長に後に保護局長と共にこの研修の功労者となる Dela Cruz 司法省保護局研修部 研修・開発課長 他 4 名来日時には、アジ研主催の歓迎会及び座談会に出席し、新宿・三井クラブで歓送会を主催し、都内散策のプログラムに同行し、京都での観光と東京・歌舞伎座での歌舞伎見物には会員個人が協力した。

12 月 6 日～12 月 14 日に、第 3 回の Herradura 司法省保護局長を団長に 2 人の保護司を含む総勢 10 人が来日の折は、静岡保護観察所の協力を得て当時の会長（佐藤洋氏）の地元の清水地区で会長が主となって交流研修を行い、静岡県内の史跡等を案内し友好を深めた。この回以降は、東京及び近郊の家庭でホームビジットを受け入れ食事を共にするようになった。また、2006 年来日の折は、沖縄で開催中の「社明大会」に参加して、那覇市の中心にある国際大通りをパレードし、那覇保護観察所長以下、更生保護関係者との交流も実現した。

その後も、2010 年にアジ研のプロジェクトが終了するまで、比国から研修に来日するごとに、アジ研の要請を受けて懇談会に出席し、その時々研修

テーマ即した保護司としての経験談を披露し、研修員を家庭に招いてホームビジットを通じて交流を続けた。

(3) 今まで、そしてこれから

～ アジ研プロジェクトの振り返りと独自交流の発展～

7,000 余の島から成り立っている国民の貧富差の激しい比国での一つの業の達成は比国の関係者も指導に赴くアジ研の教官も大変なことであったと思う。

2004 年 1 月の第 1 回訪問時はマニラの国際空港から市の中心にあるホテル迄の道中の街並みも人々の貧しさが見て取れるものであり、移動のバスが停車するたびに物乞いの子どもが寄ってきた。また、第 1 回訪比時のセブ島での交流では「本当にお金をもらわずに保護司をしているのか」「犯罪者を家の中にいれて怖くないのか」であり、タガログ語を英語に訳しそれを日本語で説明してもらった。しかし 2010 年の訪問時になると、自分たちの活動を具体的に説明してくれるようになった。保護司としての揃いのシャツやカバンなども作るようになっていた。空港からの幹線道路の両側のスラムは回を重ねるごとに取り払われ、美しい街並みへと変わりつつあり、使う気になれなかった空港のトイレも改善されていった。変わらないのは関係者の保護司制度に対する熱意と友情であった。

協力会として 2 年の空白の後、2013 年 1 月 27 日～31 日の日程で、8 回目のそして、アジ研のプロジェクトとしてではない独自の第 1 回目の訪問が実現し、保護司との交流が再開した。懐かしい顔ぶれが出迎えてくれた。東日本大震災時に寄せられた比国からのお見舞いと励ましにお礼を述べ、日頃の保護司活動と震災時の保護司の体験を仙台と福島の会員が発表した。日本にはない開放刑務所を見学することが出来た。すでに引退してられる Dela Cruz さんが夕食をしているレストランまで足の具合がよくないのに、会いに来てくださった。

帰国後、比国では台風による大変な被害があったと聞き、皆でカンパを募り会から見舞金を送金した。

交流再開のきっかけは比国司法省の Co 保護局長の意向である。日本にも研修に来られ、比国訪問の度に親しくしてくださっていたパラワン第2保護観察所長リバティ ファブリガスさんと、個人的にも親しくしていただける横地先生（第1回、第2回、第3回訪問時の教官）を通じて比国訪問のお誘いがあった。

このお誘いに乗る事を理事会で決定したが、訪比が再開できたのは、自力というよりアジ研関係者のお力添えによるものであったことは忘れてはならない。

- ・これまでにアジ研が築いてきた現地司法省保護局との信頼関係の基礎があった事とアジ研の当時の佐久間所長が陰からお力添えを下さったこと。
- ・協力会設立当時の所長の酒井先生、次長の赤根先生がその任を離れられても、協力会の活動をご報告するたびに陰になり日向になって知恵を授けて下さり、特にアジ研のプロジェクト終了後は、予算という縛りのない「民」でこそできるから頑張って交流を続けるようにと励まして下さり、今回も援護射撃をして下さった事。
- ・横地先生が現地との連絡役、下準備の資料の翻訳から現地での通訳をボランティアで引き受けて下さったこと。
- ・当会の事務担当者が幸いにも草の根の国際交流とは何かを知っていたこと。

なお、今後も保護司としての草の根交流を続けるには、「国際交流」という神輿に乗ってくれる人は見あたるのだが、神輿を担ぐ意気込み、努力、事務能力にたけた人材の発掘が必要だと痛感している。

7 おわりに

去る2014年7月9日～12日まで、日本更生保護協会設立100周年を記念して日本更生保護協会とアジ研の共催でアジア保護司会議が東京で開催され、比国、韓国、シンガポール、タイとオブザーバーのケニアと中国計6か国から関係官署職員と保護司総数18名が来日した。9、10日の東京での会議には協力会には参加者枠がいただけ、33名が参加した。11、12日の京都での

研修、交流は協力会が主催して 50 名弱が参加して行われた。週末の京都でのプログラムにはアジア保護司会議そのもので多忙な現教官を助けて元教官として横地先生が資料準備や司会進行をしていただけるように赤根所長（当時）が配慮して下さるなど、アジ研の現・前・元教官の皆様が特別会員として、全面的にお力添えくださった。また、理事の滋賀の会員、京都清水寺管長と親しい会員等多くの会員が知恵を出し合い、会員が全国から集まっている当会の本領を発揮した。

なおこの会議に比国から参加された 3 名のうち司法省保護局第 5 管区長 Ms. Bornas は初期の比国訪問時にお目にかかったことがあり、また、第 4 管区保護司連盟会長 Mr.Gabo Leano n にはアジ研の事業として最後となった 2010 年 1 月の訪比時にマニラ首都圏に近い Cavite 州 Bacoor で彼の保護司会と交流したことがある。お二人とも私の事を覚えていてくださって、京都の交流会の席では懐かしく思い出話に花を咲かせた。組織としてのつながりと共にそこに属す個人のつながりの大切さも実感した

この交流が成功したことは今後の比国との交流並びに国際交流を発展させるための将来の力になると考える。保護司の国際交流というアジ研の下でまいた種子が力強く育つには、広く皆様のお力とお知恵を拝借できたらと思う。

保護司の国際交流が、フィリピンはもとより今回の会議に力を得てますます盛んになることを願っている。

[追記 本稿は第 40 回定例研究会（2014 年 5 月 31 日実施）での発表原稿を一部加筆、修正し 2014 年 12 月脱稿]

